

平成二十四年政令第二十二号

復興庁組織令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項及び附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（統括官）

第一条 復興庁に、統括官二人を置く。

2 統括官は、命を受けて、復興庁設置法第四条第一項及び第二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 機密に関すること。

二 復興庁の職員との任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 内閣総理大臣の官印及び庁印の保管に関すること。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

六 復興庁の保有する情報の公開に関すること。

七 復興庁の保有する個人情報保護に関すること。

八 復興庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

九 復興庁の行政の考査に関すること。

十 国会との連絡に関すること。

十一 広報に関すること。

十二 復興庁の機構及び定員に関すること。

十三 復興庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十四 復興庁所掌の国有財産及び物品の管理に関すること。

十五 復興庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十六 復興庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、復興庁の所掌事務に関すること。

（審議官）

第二条 復興庁に、審議官五人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3 審議官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（公文書監理官及び参事官）

第三条 復興庁に、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び参事官を置く。

2 公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

4 公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き九人とする。

（復興局の名称、位置及び管轄区域）

第四条 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手復興局	釜石市	岩手県
宮城復興局	石巻市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

附則抄

第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

（統括官に係る特例）

第二条 平成二十五年六月三十日までの間、第一条第一項の統括官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）	八条 第六十項の地方支分部局の長、復興庁設	予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）	八条 第六十項の地方支分部局の長、復興庁設
内閣法制局設置法施行令（昭和三十七年政令第二百九十九号）	及及びデジタル庁	内閣法制局設置法施行令（昭和三十七年政令第二百九十九号）	デジタル庁及び復興庁
地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）	の三	地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三十三号）	の三
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和十九年政令第四百十九号）	第二項	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和十九年政令第四百十九号）	第二項
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十号）	第一項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十号）	第一項
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三十七号）	第五項	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三十七号）	第五項
物品管理法施行令（昭和三十二年政令第三十九号）	第二項	物品管理法施行令（昭和三十二年政令第三十九号）	第二項
指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	第二項	指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	第二項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）	第十三条第一項の職	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）	第十三条第一項の職
国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）	デジタル庁	国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）	デジタル庁、復興庁





附則（平成二八年一月二九日政令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年三月二十九日）から施行する。

附則（平成二八年一〇月五日政令第三二四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（平成二九年二月二五日政令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成二九年五月三十日）から施行する。

附則（平成三一年三月二五日政令第五三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日政令第一二六号）抄

この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（令和元年一〇月二四日政令第一三六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。

附則（令和元年二月一〇日政令第一七七号）抄

この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月二日政令第三〇〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中復興庁組織令附則第七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三一日政令第七九号）抄

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日政令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月二九日政令第二九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

附則（令和四年四月二〇日政令第一七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条において「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附則（令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。